

第3章

地球環境保全の積極的推進

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 地球温暖化の防止【土地資源対策・環境生活総務課・環境政策課】

1 国内外の動き【環境政策課】

地球温暖化対策については、平成9年に京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」で採択された先進国の温室効果ガスの削減目標を定める法的文書である「京都議定書」が平成17年2月に発効しました。

国においては、平成17年4月「京都議定書目標達成計画」を策定し、京都議定書の6%削減の約束を確実に達成するために必要な対策・施策を推進しています。

2 島根県における地球温暖化対策【環境政策課】

本県では、平成17年3月「島根県地球温暖化対策推進計画」を改定し、「二酸化炭素排出量を2010年度（平成22年度）までに1990年度（平成2年度）の2%削減」及び「1990年度の二酸化炭素排出量の17%相当量の吸収能力を持つ森林吸収源の確保」を目標に掲げ、「島根県地球温暖化防止活動推進センター」や「島根県地球温暖化防止活動推進員」と連携し様々な対策に取り組んできました。

しかし、平成16年度における県内の二酸化炭素の排出量は、京都議定書の基準年である平成2年度に比べ14.6%も増加している状況にあります。

こうした状況の中、平成17年11月「脱温暖化社会」へ向けた仕組みづくりとして、県民、事業者、行政、地球温暖化防止活動推進センターの四者が連携した横断的組織「島根県地球温暖化対策協議会」を設立し、各主体が連携しながら自主的な取組を推進することとしました。

(1) 島根県地球温暖化対策協議会の設立【環境政策課】

目的：島根県地球温暖化対策推進計画の推進、進行管理

事業：構成員間の連携及び情報交換、意見交換

活動概要、結果の公表 など

部会：事業者部会、家庭部会、行政部会
部会事業

事業者部会：しまねストップ温暖化宣言
事業者の登録 など

家庭部会：エコライフチャレンジしまねの推進

行政部会：県、市町村等における地球温暖化対策実行計画の策定・実行

(2) 島根県地球温暖化防止活動推進センター事業【環境政策課】

平成13年11月(財)島根ふれあい環境財団21を「島根県地球温暖化防止活動推進員センター」に指定し、県独自の診断型環境家計簿である「エコライフチャレンジしまね」の普及や、島根県地球温暖化防止活動推進員養成研修の開催など、家庭における取組の推進を図りました。

(3) 島根県地球温暖化防止活動推進員制度の運営【環境政策課】

平成16年12月に委嘱した91名の島根県地球温暖化防止活動推進員に対して、島根県地球温暖化防止活動推進センターと連携して研修を実施し、地域におけるリーダーの育成を図りました。

(4) しまねESCO事業導入マスタープランの策定【環境政策課】

県内の二酸化炭素排出量は事務所、ビルや店舗などの民生業務部門の増加が大きく、こ

第3章 地球環境保全の積極的推進

これらの部門における二酸化炭素の削減対策は大きな課題となっています。

そこで、民生業務部門における二酸化炭素削減対策として期待されているESCO事業について、県内事業者が導入を検討する際のガイドラインとして活用し、導入が推進するよう平成18年2月マスタープランを策定しました。

(5) 省資源・省エネルギー対策の推進 【環境政策課】

近年、快適さや利便性を追求しようとするライフスタイルの変化に伴い、資源・エネルギーの消費量や廃棄物が増加する傾向があります。

県民及び事業者の省資源・省エネルギーの

取組が推進されるよう、新聞、テレビ等による広報やポスターの配布を行うとともに、(財)省エネルギーセンターと共同で「省エネロビー展」を7月22日から8月1日まで島根県庁玄関ロビーにおいて開催しました。

また、県自らの取組としては、「環境にやさしい率先実行計画」に基づく取組を行い、特に夏季には軽装勤務（ノーネクタイ）に併せて冷房温度を28℃以上に設定し、冬季には暖房温度を17℃に設定するなどエネルギー消費の節減に努めました。

(6) 県内の二酸化炭素排出量【環境政策課】

2004年（平成16年）度の県内の二酸化炭素排出量は621.6（連報値）万トンであり、日本全体の約0.5%を占めています。

表3-1-1 県内の二酸化炭素排出量の経年変化

(単位：万トン-CO₂)

	1990年	1995年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
産 業 部 門	177.3	183.3	209.8	181.4	202.2	199.0	199.0	182.8	187.1
運 輸 部 門	153.0	172.6	176.7	177.7	174.2	166.9	169.4	164.9	167.6
民 生 業 務 部 門	92.2	93.8	97.5	99.4	109.1	104.1	104.5	115.0	116.2
民 生 家 庭 部 門	110.6	137.6	130.6	132.1	135.3	137.3	126.0	135.6	137.5
廃 棄 物 部 門	9.4	11.4	12.0	12.8	12.8	12.8	12.8	13.5	13.2
合 計	542.6	598.7	626.6	603.4	633.7	620.1	611.7	611.8	621.6
1990年比(1990年を100とした場合)	100.0	110.3	115.5	111.2	116.8	114.3	112.7	112.8	114.6

3 環境にやさしい率先実行計画の取組【環境政策課】

平成12年度から県の全機関において、「環境にやさしい率先実行計画～県庁エコオフィスプラン～」に基づき、環境に配慮した事務及び事業活動に取り組んでいます。

同計画は、平成17年3月の「島根県地球温暖化対策推進計画」の改訂に併せ「環境にやさしい率先実行計画」(第2期)～地球を守る県庁チャレンジプラン～に改訂されました。

第2期計画では、17～19年度を前期計画期間とし、15年度比でCO₂排出量の8%削減を目標に掲げています。

表3-1-2 環境にやさしい率先実行形計画取組状況(平成17年度)

分 野	実 行 目 標	平成15年度 (基準年)	平成17年度	
紙 の 使 用	コピー用紙の使用量を10%以上削減する。	購入量(t)	405	367
	コピー用紙を、特殊なものを除き、すべて再生紙とし、古紙配合率100%、白色度70%程度のものを使用する。	古紙配合率(%)	95	96
	封筒の使用量を5%以上削減する。	購入量(枚)	2,080,191	1,461,950

分野	実行目標	平成15年度 (基準年)	平成17年度	
紙の使用	外注印刷物は原則として再生紙による発注とする。	再生紙利用割合 (%)	67	73
	トイレットペーパーは、全て古紙配合率100%の製品を利用する。	古紙配合率100%の割合 (%)	94	98
水の使用	上水道の使用量を7%以上削減する。	使用量 (m ³)	908,220	833,150
省エネルギー	電気の使用量を10%削減する。	使用量 (kwh)	81,322,008	80,198,194
	重油の使用量を7%削減する。	使用量 (l)	1,402,259	1,348,457
	灯油の使用量を7%削減する。	使用量 (l)	1,901,609	1,767,545
	公用車によるガソリンの使用量を3%削減する。	使用量 (l)	1,591,533	1,710,969
	公用車による軽油の使用量を7%削減する。	使用量 (l)	233,093	219,239
低公害車の導入	公用車のうち、特殊な用途を除く公用車に占める低公害車の割合を10%とする。	公用乗用車への導入率 (%)	4.5	4.9
温室効果ガス削減	二酸化炭素の排出量を8%削減する。	排出量 (t-CO ₂)	49,346	48,599

4 グリーン購入の推進【環境政策課】

平成13年4月「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」が全面施行されたことを受けて、本県でも13年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を定め県のすべての機関で取り組んでいます。平成17年度の調達実績のあった品目全体の適合品調達率は95.1%であり、平成16年度と比べると2.7%向上しました。

また、平成16年度、循環資源を利用した製品の普及・利用を図るための「しまねグリーン製品認定制度」を創設し（1-6-2(2)参照のこと）、この制度における認定製品についても率先して調達していくこととしています。

5 地域新エネルギーの導入促進【土地資源対策課】

(1) 島根県地域新エネルギー導入促進計画

資源に乏しい我が国にとって、豊かな国民生活と経済発展を実現するためには、エネルギーの安定供給を図ることが必要であり、また、地球温暖化をはじめとする地球環境問題についても具体的な対応をしていかなければなりません。

これらの問題の解決のため、環境負荷の少

ない身近にあるエネルギーの有効活用を図るとの考え方に立って、平成11年3月に「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定し、2010年度における導入目標を立てて取り組んでいるところです。

なお、導入目標は導入コストの低減、技術開発による実用化、適切な立地地点の確保などを前提とした一つの目安であり、これに向かって県自らが率先して取り組むことはもちろんのこと、市町村、事業者、県民が地域新エネルギーの導入の意義を理解し、積極的に取り組んでいくことが重要です。

地域新エネルギーの導入については、平成11年2月に策定された「島根県環境基本計画」にも掲げられており、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」はこの環境基本計画の実施計画としても位置づけられるものです。

(2) 地域新エネルギーの導入推進

実用段階にある太陽光や風力などの再生可能なエネルギー利用の積極的な導入促進や、普及啓発・情報提供を行うとともに、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の進行管理に努めながら導入目標の達成を目指すこととしています。

なお、地域新エネルギーを効果的・効率的に導入するため、技術的・経済的な実用可能

第3章 地球環境保全の積極的推進

性や賦存量を含めた地域特性を考慮して、大まかに次の3つに分類して取り組むこととしています。

① 実用段階にあり、積極的な導入に努めるもの

太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物燃料製造、廃棄物発電、廃棄物熱利用、コージェネレーション、クリーンエネルギー自動車、中小水力発電

② 施設規模、用途、地域の状況、経済性などを総合的に検討しながら、導入に努めるもの

バイオマスエネルギー

③ 技術、経済両面での制約から現時点での導入が難しく、当面、国が中心となって取り組む技術開発、実証試験の進捗に期待するもの

燃料電池、温度差エネルギー

(3) 平成17年度における導入状況等

① 平成17年度における導入状況

平成17年度末現在における主な新エネルギーの導入状況は、次のとおりです。

・太陽光発電

6,047kW (28,000kW)

・風力発電

5,675kW (4,800kW)

・コージェネレーション

33,485kW (92,000kW)

・中小水力発電

130,588kW (129,600kW)

・クリーンエネルギー自動車

1,433台 (23,000台)

(注) () 内数字は2010年度(平成22年度)目標数字です。

② 平成17年度実施事業

○バイオマスエネルギー導入促進事業

地球温暖化対策の一環として、また、地域資源の有効活用の観点から、木質バイオマスエネルギー導入促進のため、「しまね木質バイオマスエネルギープラン」(H16年度策定)に基づき、チップボイラー及びペレットストーブの普及促進を

行いました。

○民間事業者の風力発電設置に係る調整

風力発電事業は、その事業の性格上、比較的好風況地とされる場所、例えば海岸線、山地の尾根等に設置が計画される場合が多く、その際、各種の許認可・届出等を必要とします。このため、法令の規定等について、事業者に対して適切な指導・助言等を行うとともに、個別法担当課等との調整を行うことにより、計画が円滑に進むよう支援を行いました。

○しまねエネルギーフェスタの開催

松江市及びその周辺市町の住民が、エネルギー全般に対する理解を深めるとともに意識高揚を図るため、8月6日、7日に「しまねエネルギーフェスタ」を開催し、新エネルギー等の総合的なエネルギーの理解増進に努めました。

開催場所：松江市(くにびきメッセ)

来場者数：8,429人

○新エネルギー導入促進説明会の開催

新エネルギーの導入促進を図るため、2月7日に中国地域の取組状況及び各種支援制度等、情報提供のための説明会を国(中国経済産業局)と共催で実施しました。

開催場所：松江市(ホテル白鳥)

参加者：市町村職員、県建築士事務所協会会員、県測量設計業協会会員
など44人

(4) 地域新エネルギーの導入効果

2010年度における地域新エネルギーの導入目標量を原油換算すると、年間約144千kLとなり、地域新エネルギーが全く導入されていない状況を仮定した場合と比較すると、二酸化炭素(炭素換算)の排出量は年間19万6千t削減されます。

また、この144千kLは2010年度における本県のエネルギー需要見通しの1,913千kLに対して7.5%を占めています。

第2節 オゾン層の保護・酸性雨対策の推進

1 フロン対策の推進【環境政策課】

地球環境問題の一つであるオゾン層の破壊により健康面や生態系への影響が懸念されています。その原因物質であるフロンについては、オゾン層保護法により全廃及び生産規制等の措置が講じられており、今後の課題となるのは、過去に生産された冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で残っているフロンの回収・破壊の促進です。

これについては既に法制度化されており、家庭からの廃家電製品（廃冷蔵庫・廃エアコン）からのフロンについては「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、使用済みの業務用冷凍空調機器については「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」、カーエアコンにつ

いては「使用済み自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）」によりフロン類の回収が義務づけられています。

2 酸性雨調査【環境政策課】

酸性雨とは、大気中の窒素酸化物や硫黄酸化物などが長距離に移流し拡散するうちに酸化し、雨水や霧となって降下したものです、通常pH5.6以下の場合をいいます。

本県における酸性雨の実態把握とその酸性化機構解明を目的に、県内3地点（松江、江津、川本）で調査を行っています。

平成17年度における年平均pHは松江：4.47、江津：4.43、川本：4.54でした。この値は全国的に観測される年平均値と同レベルであり、昨年度に比べてほぼ同じ値でした。

図3-2-1 松江、江津、川本における降水量、pHの経月変化

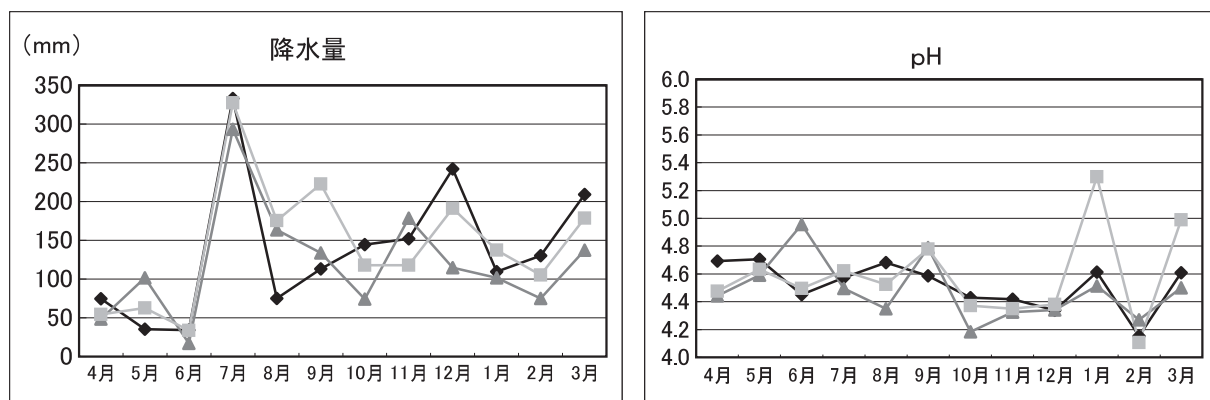
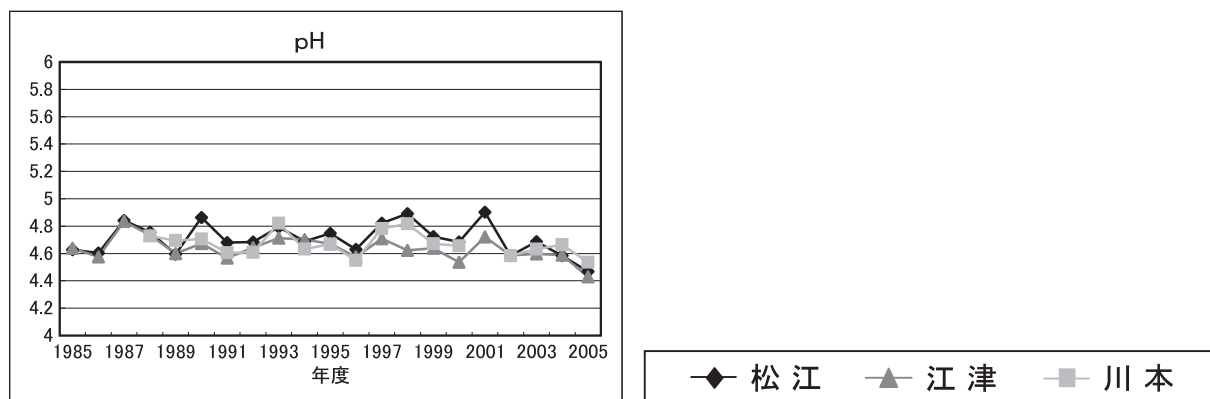


図3-2-2 松江、江津、川本におけるpH年平均値の経年変化



3-2
オゾン層の保護・
酸性雨対策の推進

第3節 国際的取組の推進

1 酸性雨長期モニタリング（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET）【環境政策課】

酸性雨は、その原因物質の発生源から数千キロメートルも離れた地域にも沈着する性質があり、国を越えた広域的な環境問題である。

また、東アジア地域の国々は近年めざましい経済成長を遂げる一方、エネルギー消費量の増加による大気汚染問題や酸性雨による悪影響が懸念される。

我が国では、東アジア地域全体を対象とした酸性雨モニタリングネットワークの必要性から、環境省において東アジアモニタリングネットワーク（EANET）を構築され、平成13年1月から本格稼働している。

平成18年1月の参加国は13カ国であり、活動目的は次のとおりです。

- (ア) 東アジアにおける酸性雨問題の状況に関する共通理解を形成する。
- (イ) 酸性雨による環境への悪影響を防ぐため、国や地域レベルでの政策決定に有益な情報を提供する。
- (ウ) 参加国間での酸性雨問題に関する協力を推進する。

国内には湿性沈着モニタリングサイト11ヶ所があり、特に島根県は東アジア地域の影響を受けやすい立地状況にあることから、隠岐測定所と蟠竜湖測定所の2地点が配置されている。

益田市の蟠竜湖地点では大気調査のほか、陸水の調査も実施しており、長期モニタリング地点としてその調査結果が重要視されている。

このため、島根県では継続して測定所の管理運営や試料採取・分析の業務を担当し、国際貢献の一翼を担うものとし、県民の環境問題への関心に応えることとしている。